

令和7年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

令和7年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務理解度	(20点)
(2) 観光統計分析ツール	(40点)
(3) 実証事業の実施	(40点)
(4) データ活用支援の実施	(30点)
(5) ワークショップの開催	(20点)
(6) スケジュール	(20点)
(7) 実施体制	(20点)
(8) 経費見積	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所（予定）

日時 令和7年3月28日（金）※別途通知します

場所 高知市内（調整中）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます。

イ 審査委員会への入室は、1参加者あたり3名までとします。

ウ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

エ プレゼンテーションで使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとしますが、プレゼンテーションの時間内に、観光統計分析ツールのデモンストレーションを行うことは可能とします。その場合のインターネット接続環境は参加者が準備してください。なお、インターネット接続環境の不具合等で説明が十分にできなかった場合も時

間延長はありません。

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が120点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。